

## 平成 30 年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日 時 平成 30 年 8 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2 場 所 宮城県庁行政庁舎 2 階 第二入札室

3 出席委員（13 人）

(1) 常任委員（9 人）

太田 宏	東北大学高度教養教育・学生支援機構	助教
木村 美智子	茨城大学大学院 教育学研究科	教授
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類	准教授
平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所	准教授
牧 雅之	東北大学学術資源研究公開センター植物園	教授
柳澤 文孝	山形大学 理学部 地球環境学科	教授
山本 和恵	東北文化学園 科学技術部 建築環境学科	教授
山本 玲子	尚絅学院大学	名誉教授
由井 正敏	一般社団法人 東北地域環境計画研究会	会長

(参考)

傍聴者人数：6 人

4 会議経過

(1) 開会 司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））

審査会は 13 人の常任委員及び 2 人の専門委員で構成されているが、本日は、常任委員 13 人中 9 人の出席（開会時点）のため、環境影響評価条例第 51 条第 2 項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第 19 条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、うち、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第 8 条及び情報公開法第 5 条に基づき非公開となることの確認を行った。

(2) 挨拶（金野環境生活部次長（技術担当））

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政につきまして、日頃から御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、先般、国において「第 5 次エネルギー基本計画」が閣議決定され、太陽光や風力といった再生可能エネルギーを主力電源化するための取組が引き続き推進されることとなりました。環境影響評価の審査案件においても、再生可能エネルギー関連事業の増加傾向が続いており、その中でも風力発電事業が最も多くを占める状況となっております。また、太陽光発電事業に関しては、環境影響評価法の対象事業とすべきかどうか、

今夏、検討会が立ち上げられる予定となっております。

今後、本技術審査会の開催回数の増加も予想され、委員の皆様には御負担をおかけしますが、御協力よろしくお願い申し上げます。

本日御審議いただきますのは、「(仮称)白石越河風力発電事業 計画段階環境配慮書」の答申及び「(仮称)白石鉢森山風力発電事業 計画段階環境配慮書」の答申の 2 件でございます。

本 2 件の風力発電事業の配慮書につきましては、前回 7 月 20 日の審査会で諮問させていただいており、前回の指摘事項に係る事業者の回答が示されております。本日は、事業者からの回答を踏まえまして、審査会の御意見を答申として、おまとめいただく方向で御審議賜りたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当から説明させていただきますが、活発な御議論がなされることをお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 審議事項

#### 【司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれから議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第 51 条第 1 項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしくお願い致します。

#### 【山本会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。審議事項(1)の『(仮称)白石越河風力発電事業 計画段階環境配慮書について』の審議に入ります。参考人の方の入室をお願いいたします。

<参考人（事業者）入室>

#### 【山本会長】

それでは、審議を進めたいと思います。

本件につきましては、希少種の生息場所の特定につながる情報が含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外の部分と審議を分けずに進めたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

参考人の方の発言に関しましては、所属とお名前を最初に言っていただいて御報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【事務局（渡邊技師）】

審議事項 (仮称)白石越河風力発電事業 計画段階環境配慮書（答申）

○資料 1-1～1-2 について説明。

#### 【参考人】

審議事項 (仮称) 白石越河風力発電事業 計画段階環境配慮書 (答申)

○資料 1-3～1-4 について説明。

**【山本会長】**

はい、ありがとうございました。審議に入ります前に、欠席委員の方からの御意見がありましたらお願いします。

**【事務局 (渡邊技師)】**

特にありませんでした。

**【山本会長】**

はい、分かりました。それでは質疑に入りたいと思います。先ほどの説明に関しまして、御意見、御質問などございましたらよろしくお願いします。

**【山本 (和) 委員】**

本日、検討されます2案の他に、セヶ宿の方にも新しい計画がありますので、複合影響評価というのは多大なものがあるかと思うんですが、その影響が福島県側にも大きく出るだろうということで、福島県の方に早いうちから御相談をお願いしたいと思っております。例えば、具体的には磐梯阿津賀志山と、それから半田山のラインからの眺望は相当見えるんじゃないかという県の方からの御指摘をいただいておりますので、その点は指摘しておきたいと思っております。

あと、卓越風も福島県に来るだろうという御指摘もいただいておりますので、宮城県のみならず、同程度の情報を福島県の方に提供しまして、是非御指導をうけていただきたいと思っております。

**【参考人】**

御意見ありがとうございます。ただいまいただきました複合影響評価についてですけれども、やはり、周辺の事業としてセヶ宿の風力発電事業というのを把握しておりますので、今後、情報開示等の動きをしながら、複合影響については考えて参りたいというふうに考えております。

先ほど、御意見をいただいているというふうに発言されていたと思うのですが、どちらかの御意見をちょっと教えていただきたいのですが。

**【山本 (和) 委員】**

福島県の方で、直接は相談を受けていないというような事をお聞きしております。環境評価の部局の方ですね。

**【参考人】**

環境共生課でしょうか。

**【山本 (和) 委員】**

はい。

**【参考人】**

（福島県の）環境共生課の方には、訪問をさせていただいております、小島主査の、恐らく前任の方がいらっしゃると思うんですけど、3月の時点で、一度訪問させていただいております、事業の内容の御説明を環境共生課の方にさせていただいております。その後、担当の方がちょっと代わられたということを知ってはいるんですけど、その代わられた小島主査の方にも国見町とあとそれから伊達市に事業の説明を実際に行っております、その旨の説明をさせていただいております。その際にも、当時は、他事業の事を完全に把握しておりませんでしたので、説明は弊社の事業という話はしておりますが、その時に説明をさせていただいております。

**【山本（和）委員】**

個別には相談されているということで、複合的な影響評価についても、指導の方を仰ぐようお願いいたします。

**【参考人】**

承知いたしました。御意見ありがとうございます。

**【平野副会長】**

質問ですけど、風車の方が気になる度合いが低いという知見があるというお話ですけど、初耳なので教えてください。どこの何ていう論文なのか。

**【参考人】**

こちらにつきましては、先日、NEDOという機関で報告がなされておりました、環境影響評価のアセスの迅速化に関わる調査で行われたものであるんですけども、そちらの報告書がつい先日、先週くらいだったと思うんですが、公開をされておまして、その中に景観のことにしてもコメントがありまして、そこで御確認いただければと思います。

**【山本会長】**

他にはございませんか。今回の説明事項だけではなくて、追加の御質問も結構でございますので。

**【由井委員】**

一つだけ追加で、先ほどの山本委員の質問に関連して、実は私と山本さんは福島県のアセス審査会の委員でもあって、県境に近いところのアセスに関わる事業というのは、だいたい隣接県にも資料がいて、場合によっては審査する場合もあるんですよ。福島県の環境共生課の方の話では、すぐ隣接する市町村でこの案件とは限らないんですけど、説明が十分でなくて、ほっておかれているというので不満が出ているということなので、少なくとも関連市町村については、丁寧にまず説明して欲しいと、そういう県の

方の市町村の意向をくんだ発言がありましたので、配慮をお願いしたいと、重ねてお願いいたします。

【山本会長】

よろしゅうございますか。

【永幡委員】

白石市の意見のところ、騒音のところですけども、もっともの事だと思います。これ単にマニュアルにのるだけではなくて、ちゃんと必要に応じて調査地点を追加するなど、適切に予測及び評価を行いというところが、極めて重要だと思うんですけど、これはちゃんとやってくださいますね。

【参考人】

はい。

【山本会長】

ほかには、よろしゅうございますか。前回（審査会）の御質問では、動植物、それから水質・大気などに関しましては、特に御意見がなかったのですけれども、今回、特に御確認あるいはお聞きしておきたい点がありましたら。

【由井委員】

ないとは言いましたが、先ほどの説明で、搬入ルートいろいろ検討して最後絞ったルートで川を渡る地点が1カ所あると言ってまして、下流の方ですもんね。だから、下流の低地の河川沿いは、例えば広葉樹の二次林等があれば、ミゾゴイという超希少種がいる可能性はあるので、もう調査しているかもしれませんけど、そこは留意していただいで。いてもどこにいたってという報告は公開できませんけどもね、ぼやっとした形での報告をこの審査会には出していただくけど、公開文書には出しませんが、その辺を注意しながら扱って欲しいと思います。

【参考人】

はい、ありがとうございます。

【山本会長】

もし、特に御質問がなければ、このあたりで。

【平野副会長】

見つからないので、事務局にアドレスを教えてください。

【参考人】

その該当する文献の方は、のちほど事務局の方にお伝えしたいと思います。7月27日に公開されたばかりのものでございまして、その中で先生に御意見いただいている風車の

見え方に関しては、これまで鉄塔の見え方についても、あれもやはりアンケート的なかたちで被験者に集計をしてその見え方の尺度を示されておったもののようなのですが、同じような形で、風車についてもその見え方とその被験者の感じ方というものをアンケートして、その結果で集計したものとして出しているものでございます。その辺りの記載の箇所を含めて、御案内させていただきます。ありがとうございます。

**【平野副会長】**

多分、想像ですけど、刺激依存性の問題から抜けられていない実験のキャピタルではないかなと思います。その刺激であったから、そういう評価だったんですよねという一般性を持つのは弱い、そういう心理実験する時は、それはものすごく大事なんですけど。

**【参考人】**

ありがとうございます。

**【木村委員】**

水質に関連して、ちょっと私が十分確認できなかったんですが、白石市の七ヶ宿ダムと言いますか、このあたりはもちろん水源地域なんですけれども、白石市の市長の御意見の中の個別事項の(4)の水質のところ、水源かん養保安林についてはという文言があるんですが、今回の事業の場所というのは、水源かん養保安林にかかっている場所なんでしょうか。

**【参考人】**

全部の風車ではございませんけど、一部、白石市の土地でございまして、そこから水源かん養保安林となっている所がございまして。

**【由井委員】**

本編の93頁、南の方はずっとがばっとかかっている。

**【参考人】**

こちらでは水源かん養保安林ですので、非常に水源にとって重要なものということでございまして、白石市と協議を行っている最中でございます。仮に、その保安林でございまして、そういった部分において水への影響が、かつ、その業務的なプロセスとして、保安林解除など、保安林の一時使用許可というものがございまして、そういったものは公益性というものも必要でございます。そういう公益性も含めまして白石市とどういった公益性があるかどうかとか、そういったものの事前協議を現在しているというところでございます。

**【木村委員】**

分かりました。水源ということで飲み水だけじゃなくて、農業用水等にも使われるということですので、十分に配慮いただければと思います。

**【参考人】**

ありがとうございます。

**【平野副会長】**

白石市長の意見で景観について、白石城からの眺望については回避を前提という強い要望でありますが、これについては、皆さんはどうお考えなのかお答えいただければと思います。

**【参考人】**

回避ということで、確かに強い御意見いただいているというふうに認識をしております。こちらについては、白石市とは事業者の方でただいま協議を実施しております、やはり景観のことを気にされているというのは市長だけでなく部署とのお話の中でも出てきておりますので、今後、しっかりと話を進めて、再度検討を進めていきたいと考えております。

**【平野副会長】**

回避は難しいということですか。場所からいって。

**【参考人】**

そうですね。単純な見えるか見えないかという判断で申し上げますと、やはり風車の全てという訳ではありませんが、見える状況でございます。これの見え方が実際どうかというところは、これからもっと具体的に考えていく部分ではあるんですけども、ここでいただいている御意見を踏まえて、しっかりと検討して参りたいとふうに考えております。

**【牧委員】**

どの段階で申し上げようかと考えていたところなんですが、こういった事業を行った時に、例えば緑化等で外来種を持ち込むことは結構起きてしまうと思うんですね。今、非常に問題になっていて、色んなその外来種が持ち込まれてしまって、それはその在来種を圧迫するというので、よく知られている訳で、そういったものに関する評価というのを、どこかの段階で入れていただければというふうに考えております。

**【参考人】**

そうですね、外来種の使用に関しましては、やはりその場の再生という面では、早期に再生をするような種苗を選んでいくことが土砂災害を防止するという観点では重要かなと思っておりますが、その場の環境を破壊するような侵略的なものを使用するといったことはできる限り避けるように種を選定しまして、外来種というのは広義的ではあると思うのですが、環境保全できるような配慮したものを使っていくというふうに考えております。

**【牧委員】**

あと、もう1点、持ち込む持ち込まない以外の、そのオープンスペースができることによって、どうしても侵略的なものが入ってきやすくなると思うので、それについてもどこかの段階で評価いただければというふうに考えております。

**【参考人】**

そちらに関しましても、適切に評価、しっかりと検討を行っていきたいと思います。

**【柳澤委員】**

蔵王に近いところということがありますけども、風の動きがかなり大きく変化するところではないのかなということで、白石市のところで触れられているところではありませんけども、特に最近、温暖化そのほかで、風の動きが大きく変わってきているというところがあって、想定外の風が想定外の方向から吹いてくるということもありますので、それはどの程度まで考慮されるのか。

**【参考人】**

当該地の風は、現状、主風向はNEDOのデータベース、あと弊社のデータベースもあるんですけど、西側からの主風向となっております。地球温暖化等で、全く想定外の風がどのようないつでるかということに関しましては、まだそこまでの調査検討というところまでは至ってないですけれども、現状、山の上に風況観測塔を設置しております、今後を含めまして、全体で1年ないし2年間で風況観測のデータを取りながら、そちらの方とあとは気象台のデータと相関関係を見ながら、しっかりと風の観測を行っていくということで考えております。地球温暖化の想定外の風がどのようなことになるかということまでは、まだ何かそういった文献とか知見を色々と調査しながら、そういったものも必要に応じて加味しながら考えていきたいと思います。ありがとうございます。

**【山本会長】**

もし、良ければちょっと私の方から。配慮書の方に、放射性物質の話が100頁あたりに載っております。これ数値が載っておりますが、これに対するそちらの御意見、評価っていうのはどういうふうに。

**【参考人】**

はい、放射性物質の放射線量率の測定結果を今回載せております。この結果自体は、周囲の概況を調査するといったことで報告されているものを記載させていただいております。実際にこの線量の測定結果であれば、直接的に人体に影響があるレベルではないというふうには考えておまして、実際、区域の周囲の結果となっておりますので、今後、現地に入っていく中で、必要であれば、そういった測定等を内部で実施するというのも検討の一つかなというふうには考えております。

**【山本会長】**

と言いますのも、やっぱり森林とか山のところというのは、ほとんど除染されていないし、また今まであったものがどんどん下に、土地改変することによって下流に流れてい

く。それで、その下流で堆積するということもありますので、その辺をきちんとある程度予測して、評価をしていただければいいかなというふうに思っております。

ほかにはございませんか。もし、なければこのあたりでこの件に関しては終了をしたと思います。それでは参考人の皆様、どうもありがとうございました。

<参考人（事業者）退室>

【山本会長】

では、次に進めさせていただきます。答申案の形成につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（渡邊技師）】

資料 1-5 について説明。

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。

【平野副会長】

この件は、景観への影響が非常に大きいので、テクニカルな部分を慎重にということを申し上げましたけど、その大前提にあるのは、白石市長の意見にあるような主要な眺望点等からちゃんと回避・低減を図る措置をしていただきたいと思いますので、これテクニカルなことだけやれば大丈夫という感じになる文章になっておりますので、ちょっと前置きで本当はできれば白石市長と同じように、特に白石城天守閣からの眺望に関しては、回避を前提に検討されたいと入れたいですね。

例えばですが、枕詞に市長意見（2）景観の最後の一段落ございますよね。「眺望景観への影響を回避又は十分に低減する方法を検討すること。特に、白石城の天守閣からの景観については、眺望景観への影響を回避する方法を前提に検討すること」で、検討に当たっては、以下のテクニカルな事をちゃんとやって、細心の注意を払ってやりなさいよというような、そういう話にしたいのですが、いかがです。文言はまた例によって会長一任で構わないのですが。こういう眺望景観はすごく大事なので、きちんと慎重な安全側を考えた低減回避策を取って欲しいという感じにしたいのですが、私は。

【山本会長】

今、平野先生の御意見は、「眺望景観への影響について、調査・予測及び評価するとともに、その眺望景観への影響を回避又は十分に低減する方法を検討すること。特に、白石市の天守閣からの眺望景観に関しては、回避する方法を前提に検討すること」というのを入れてください、そういうことでよろしいですか。景観のところは、今の（文言）だけではなくて、そのためにはということで、鉄塔の見え方も入れるということですか。イとロにするというそういう形ではいかがでしょうか。

【平野副会長】

はい。良いと思います。

**【山本会長】**

実際にここに書かれております文言で、特に訂正の必要なところはございますか。それではほかには。

**【永幡委員】**

以前の案件でも申し上げたことですが、やはりこれ白石の地元の方々が騒音に関して、これ極めて心配されてるってよく分かりますので、やはり地元の意向を踏まえて、騒音に関しては十分に評価して、そのマニュアルをもって一概に評価するのではなく、この文言、本当に大事だと思うんですけども、それを入れた上で、十分に検討して影響を回避・低減をすることとしてください。

**【山本会長】**

今のは、全般的。

**【永幡委員】**

いえ、個別事項。

**【山本会長】**

個別事項で入れた方がよい。

**【永幡委員】**

前日もそうしていただいたような記憶がありますので、同じ扱いで結構です。

**【山本会長】**

分かりました。それでは、個別事項の中で騒音・低周波のところに入れていくと。特に、文言に関する御提案は。

**【永幡委員】**

前を踏襲していただければ。

**【山本会長】**

分かりました。ほかには。

**【平野副会長】**

同じですけど、水質に関して、この技術審査会で意見を出さないのもなという気もしております。白石市の水源かん養保安林に指定されておりますので、その部分に関しては白石市の御判断という気もしますが、そういう状況を踏まえて、個別事項に追加いただいて白石市長意見と抜粋で構いませんので、水質の影響に十分配慮することっていった文言が入ってよろしいかと思ひまして。

【山本会長】

はい。ほかには。

【由井委員】

本編の方をちょっと御覧いただきたいんですけども、本編の226頁に景観に関する眺望点の地図がございます。この下のほうにある阿津賀志山って言うんですかね、あるいはあつかしの郷、これ福島県側に入っているんですよ。それが右の頁の表にもちゃんと眺望点で書いてあるわけで、これも評価する対象になっているわけです。そういうことから、先ほど申し上げたように、これ隣接県ですので、放っておいたってそちらの意見を聞かないのはおかしいじゃないですか。

【山本会長】

配慮書では特に触れられていないですけど、方法書の方では、関連する市町村として多分福島が入ってくるのではないかと思うんですよ。ですから、そのことをもう今から言及しときますか。

【由井委員】

配慮書に至る段階での地元説明で、先ほど申し上げたように、地元の3市町村に対しては、最初来たけど後は来なくて、説明が足りないと怒っているんです、実際に。だから、この答申の本文のこの1の全般的事項の4の真ん中の1行目、地方自治体に、宮城県の答申なんだけども、例えば、括弧して福島県側隣接市町も含むとか書いても良いんですか。

【山本会長】

関連するところっていうと、眺望なんかは確か宮城県以外も入るんじゃないかなかったですか。

【事務局（渡邊技師）】

本審査会では、基本的に宮城県内の影響のみについて御審議いただくというような位置づけになっております。

【由井委員】

アセスに関する意見は、全国どこからでも意見は寄せられるんですけどもね、制度上ね。ただ、今、問題になっているので、どうしようかと思ったけど、じゃあ、宮城県の答申であれば入れられないけど、読めば周辺の地元自治体というふうに福島県側が勝手に読めば俺のとも入っているって思ってもらえればいいわけです。それで意見を出してもらおうと。

【山本会長】

地域住民、地元自治体だけでなく、関連自治体はいかがですか。確かどっかの文章にそういう文言があったような気がするんですね。方法書に関連するところの説明にそ

ういう言葉なかったですか。

【事務局（渡邊技師）】

関係市町村ですとか，関係都道府県という言葉はございますが。

【山本会長】

じゃあ，関係市町村という言葉を使う，関係自治体というのはいかがですか。

【由井委員】

いや，村がないので，村はない方がいいのかもしれないけども。

【山本会長】

じゃあ，関係自治体。

【由井委員】

ですね。

【山本会長】

関係自治体及び関係者ということで，これは宮城県側に関してはそうだし，事業者に関しては，先ほど自治体にもこうやってはいらっしゃるということでもありますし，確か前回の回答で，方法書以降に関しては，福島県側に対する影響というものも出てくるので，事業者としてはそれに対応しなくちゃいけないという話もありました。環境アセスそのものは福島では開かないって言ってますけども，やりたいという御意向があったように思いますので，その点一応含みを入れるようなかたちで書くと。じゃあ，ここは関係自治体ということで，今の御意向を反映するというところでよろしいでしょうか。

【由井委員】

はい。

【平野副会長】

さっきの由井先生の指摘で思ったんですけど，本編の227頁に主要な眺望点のリストがございまして，白石市長が言っている大事にしたい場所と一致しているのは白石城くらいで，あまり一致していないんですね。これちょっと，やはりこういう眺望点をちゃんと適切に選定しというのを，多分入れた方がいいのかなという気もしました。先ほど，加えていただいたイの文章の中に。

【山本会長】

それでは，具体的な文言に関しましては，後で先生の方から，もし御提案があるなり，あるいはこちらの方で少し。

【平野副会長】

書けということなら、書きますよ。

**【山本会長】**

じゃあ、たたき台の方をお願いいたします。

前々から申し上げておりましたが、必ずしも主要な眺望点だけではなくて、生活圏からの眺望というのも非常に大事で、特にこの越河もそれからもう一つの鉢森山も住居ととても近いところにありますので、その点もちょっと考慮していただけるといいかなと。もし、景観のところで総合的に入れるのであれば、その点も考慮した形を考えた方がいいかなと。特に、この鉄塔の見え方云々の話は、生活圏からの眺望という事ですので。少しまとめた文章にさせていただければと、お願いいたします。ほかには。

**【永幡委員】**

まず、1点確認なんですけども、白石市長からの意見は、次の方法書の段階の時には、方法書の中にそういうのが書かれていて、それに対する対応っていうのも、事業者が書くという認識でいいんですか。

**【事務局（渡邊技師）】**

白石市からの意見につきましては、本審査会の答申と白石市の意見を勘案して、知事意見を作成するという位置づけでございます。白石市の意見そのものに対する回答は方法書には記載されません。知事意見に白石市の意見が反映された部分につきましては、知事意見に対する回答として期待されますけども、白石市長意見に対する直接の事業者の回答というのは、方法書には記載されないということになります。

**【永幡委員】**

そうすると、ここでもう、白石市長が書いている意見の中で重要だと思うことは、ここでもなんか入れておいた方が、知事意見に載る確率が上がって、それだけ適切に回答されるという理解でよろしいですか。

**【事務局（渡邊技師）】**

答申に必ずしも入れなくても、知事意見を形成する我々が勘案いたしますので、答申に入れなければ無視されるとか、そういうことではないですね。

**【永幡委員】**

分かりました。その上で、動物のところを見ていて、白石市の意見で、サル・イノシシ・クマについては、その集落の二次的な影響の調査を行ってくれと書いてあるんですけど、これも多分、住む人から見たら、非常に重要なことだろうというのがありますので、これも抜け落ちないようなかたちになるように、なんか、もし、こちらの答申にも入れた方が良ければ入れていただければいいし、入れなくてもちゃんと反映していただけるなら、どっちでもいいんですけども、抜け落とさないでいただきたいなと思います。

**【山本会長】**

(知事意見に) 入るか、入れないかって判断するのは、事務局の方でと言いますけれども、今までも答申案と知事意見一緒でなくてもいいと基本的にはね。ただ、こちらで気が付いた点に関しましては、きちんと答申に入れていくのは責務だろうと思いますし、御意見のとおりに入れていった方がいいという御意見も多いので、そのようにさせていただきます。

そうすると、結構、追加の項目が、騒音、水質、それから動植物ですね。その他のところは、法律的なところを遵守するよということなので、ここでは特に入れなくていいかなというふうに思います。もう既に分かっていることなので。

この個別文言で、何かございますか。実は、ちょっと私ひっかかっておりましたのが、全般的事項の(2)で、資材の輸送林道拡幅、風車の設置等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、等なので、いろいろ入れていいかなということで、このたたき台が出てきたんですけども、この動植物への影響というのだけでよろしいですか。多分、これでいいかなとは思ったんですが。何か特に引っかかるところがなければ、これでやらせていただきたいと思います。この文言で。

それでは、この件に関しまして、今出していただいた御意見に関して、ちょっとまとめさせていただきます。

景観に関しては、イトロというかたちで2つ、眺望点に関する問題、それから生活圏からの眺望に関する問題、この2つに分けてやる。それから個別のところ、騒音・低周波に関しての前回案を踏襲した回避の措置を取る、それから水質に関しても同じように白石市からの答申と同じような見地で入れておくこと。これでよろしかったですか。もう1点ありました。動植物やなんかのところ、オープンスペースができていて、外來種の侵出的な種が入ってくる云々の話はどういたしましょうか。

#### 【牧委員】

この段階では結構だと思うんですけど、むしろ、次の事業のところ、やはり出てくる話で、野口先生が前回言われた事、こちらがやはり抜けていて、ほぼ同じ場所なのに、一方ではその近郊に重要な群落があるので、間接的なあれを気をつけろと言っていて、こちらでは言っていないのは、若干おかしいのでは。

#### 【山本会長】

多分、こちらよりも次の鉢森山の方が、若干区域が広がっていて、近かったんです。それで特に、あそこで野口先生が、完全にくっついていたので、発言なさったんだと思います。で、今回は(事業区域が)ほとんど重なってはいるんですけど、若干その(事業区域と重要群落との)間が空いているので、言及がなかったんだと、私は理解しておりますが。

#### 【牧委員】

それだったら、結構です。

#### 【山本会長】

ただ、それでもやはり、同じように少し心配した方がいいんじゃないかとおっしゃる

点がございましたら、検討させていただきます。

**【牧委員】**

どのくらい2つで違いがあるかって評価しづらいとこであって、多少なりとも影響があるんであれば、それは配慮していただいた方がよろしいのではないかと思うんですけども。

**【山本会長】**

そうですか。事務局の方、どのくらい離れてましたか、その計画の範囲と。確か、北西側の方に隣接していた。

**【事務局（渡邊技師）】**

鉢森山風力の方では、該当についてはピンク色の方の図書の209頁に、今、御発言があった箇所が記載されてございます。

**【山本会長】**

それで、確かこの2つの鉢森山と越河との重なり具合が分かるはずですよ。それで、ちょっと判断していただくとありがたいですけども。

**【牧委員】**

やはり、次の案件ははるかに重なっていますので、そちらの方で鋭意言っていただければ十分かと。

**【山本会長】**

それでは、先生の御発言がありました、外来種が入ってくることに限っては、今の段階では入れなくていい。

**【牧委員】**

そうですね。この段階で入れるには、私も悩んだもので、前回もお話しておりますので、別の段階で。

**【山本会長】**

方法書の方でいいということで。

**【牧委員】**

はい、分かりました。

**【平野副会長】**

景観のまとめ方ですが、眺望と生活圏というまとめ方よりは、この文章を生かすとすると、目的と方法という感じになっていただければと。で、目的の方に、その生活圏と眺望景観、両方ともすごく影響が大きそうだから、こういう眺望点だとか普通に住んで

いる所の眺望点も選んで、適切な回避・低減策へ、特に白石城は回避を前提に置いた検討を行うことと書いて、その検討に当たってはこういう方法で慎重に行いますというふうに、別なかたちでまとめさせていただきたいと思います。

**【山本会長】**

それでは、今、それぞれの委員の方々からの御意見出ましたので、その線でこの答申案をまとめていきたいと思います。いつものように、大変申し訳ございませんが、私会長一任ということで事務局の方と相談させていただきたい。にしましても、最終案ができましたら、皆様にお送りいたしますので、その時点でどうしてもやっぱりという御意見がありましたら、変えられるような余裕を持って作っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この件に関しましては、ここでおしまいにしたいと思います。

**【山本会長】**

それでは、続きまして、審議事項（２）『(仮称)白石鉢森山風力発電事業 計画段階環境配慮書について』です。参考人の方の入室をお願いいたします。

＜参考人（事業者）入室＞

**【山本会長】**

はい、それでは、(仮称)白石市鉢森山の風力発電事業計画段階環境配慮書についての審議を始めたいと思います。今件につきましては、希少種の生息場所の特定に繋がる情報は含まれていないとの報告を受けておりますので、希少種とそれ以外との審議を分けずに進めたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。参考人の方の説明の時には所属とお名前を最初におっしゃっていただければと思います。よろしく願いします。はい、それでは事務局からお願いします。

**【事務局（渡邊技師）】**

審議事項 （仮称）白石鉢森山風力発電事業 計画段階環境配慮書（答申）  
資料 2-1, 2-2 について説明。

**【参考人】**

審議事項 （仮称）白石鉢森山風力発電事業 計画段階環境配慮書（答申）  
資料 2-3, 2-4 について説明。

**【山本会長】**

どうもありがとうございました。それでは、欠席委員から何か御意見はございましたでしょうか。

**【事務局（渡邊技師）】**

こちらにつきましても、特に欠席委員から御意見はございませんでした。

**【山本会長】**

はい、分かりました。それでは、委員の先生から御意見はございますか。

**【平野副会長】**

先ほど、地すべり地形を勘案すると南西側はあまり設置できなさそうではあるというお話がありました。白石市長意見は御覧になっておられますかね。事業者は見てない。

**【事務局（渡邊技師）】**

事業者には渡しておりません。

**【平野副会長】**

これ渡さなくていいの。

**【事務局（川端技術補佐（班長））】**

市町村からの意見はですね、知事意見形成するために我々が。

**【平野副会長】**

内部資料。

**【事務局（川端技術補佐（班長））】**

そうですね。今日の傍聴の方の資料には入っていますが、直接お渡しするものではないので、お渡しはしておりません。

**【平野副会長】**

分かりました。じゃあ、私の方から御説明申し上げますが、かいつまんで説明いたしますと、白石市長が、景観に関して、いろんな景観資源があるし、いろんな眺望点があると。特に、白石城に関しては、非常に重要視している。さらに、「みやぎ・しろいしフィルムコミッション」を設置して、ロケ地としての利活用をプロモーションをしている最中であって、白石城天守閣から風車が見えるとロケ地として選ばれなくなると。そのために、これ市長意見としては極めて厳しい意見だと思いますけれども、特に白石城の天守閣から見えないような回避策を取っていただきたいと、低減でなく回避のみを意見として述べておられます。で、そういう状況ですと、南西の方は地すべりでだめになると、北東に寄ってくるわけですが、北東に寄ってくると、全て白石城からより見えるところにくるわけですが、そういう状況でどのように配置計画をお考えになるとお思いになるのかコメントをいただければと思います。

**【参考人】**

今、白石市長意見としていただいたお話は、これまでに、白石市とは何度も協議をさせていただいておりまして、何度も指摘を受けておりましたので、我々としても、景観というのは非常に大事な、重要な環境要素だと考えていますので、白石城からはなる

べく見えないような配置にするというのは原則として考えております。一方で、砂防関係は、そういうものを外していくと、御指摘どおり南側の方で、特に南西側に地すべり地形が存在しており、東側の方はどちらかというと土砂災害、土石流危険溪流等が存在しており、東側はなるべく避けた方が良いという考えもありますので、そうするとどうしても北寄りの配置にはなってしまうのですが、全体のバランスをやっぱり考えていかなきゃいけないと思っております。白石城から必ず見えない配置にするというのは、今の時点では言えないのですが、どういうふうに見えるか、どういうふうになれば影響を低減できるかということは、これから白石市ともじっくり話をしながら、さっき言いました動画などのいろいろな手法を示しながら、慎重に検討していきたいと考えております。

#### 【山本（和）委員】

今日、審議されている案件2つともですし、さらに七ヶ宿の方にも同時に計画が進んでおりまして、複合影響評価というのは非常に大きいものがあるというふうに認識しております。それは、白石方面にとってもそうなんですけど、福島方面にとっても同様、近さからいっても、環境資源としても福島側からも重要な眺望点等がございますので、白石市の方から指摘があるのと同じような理由で、国見の町長の方からも意見をいただくようなかたちを取っていただけないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

#### 【参考人】

御指摘のとおり、福島県側の影響について、これについては前回もお話させていただいたのですが、今回、福島県側は手続きの対象にはしておりませんが、国見町と伊達市の方には、事前にお話をさせてもらっています。その上で、今回は、国見町と伊達市は事業実施想定区域には含めませんが、事業の進捗、アセスの進捗に応じて、当然、報告についてはさせていただくということになっていますので、今後、特に景観ですね、意見等が出れば、当然、そういった意見については、慎重に扱いたいと思っておりますし、回避低減できる場所については、極力事業計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。

#### 【山本会長】

よろしいですか。現状、コンタクトをなさっているということですね。で、向こうからの御要望を聞かれている。

#### 【参考人】

そうですね。国見町に関しては、本事業については特に意見なしという町長意見を事前にいただいております。

#### 【永幡委員】

騒音のところですけども、白石市長からの意見でも、非常に心配されていて、騒音及び低周波に関する評価に当たっては、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」をもって一概に評価するのではなく、ここ極めて

大事なんですけども、必要に応じ調査地点を追加するなど適切に予測及び評価を行い、騒音及び低周波による影響を回避又は十分に低減する方法を検討することというふうに述べられております。で、このところは、ちゃんと単純にマニュアルに則るだけではなくで、必要に応じた調査をやっていただけますね。

**【参考人】**

おっしゃるとおり、そこは私どもとしまして、やはり住居が近くに存在していることから、騒音等の影響というのは十分考慮すべきだと考えていますので、市長意見を踏まえて、十分な対策を取っていきたいと考えています。

**【永幡委員】**

お願いします。

**【木村委員】**

配慮書の119頁の土地利用基本計画図というところで確認したんですけども、事業実施想定区域の中っていうのは、相当保安林の部分が多いと思うんですけども、実際、風車を設置する場所っていうか、そこと保安林というのはどういうふうに、保安林を切り開くような形での設置というのはできるものなのか、そこがちょっとイメージできないので、教えていただきたいんですけども。

**【参考人】**

御指摘のとおり、計画地の西側、南西側に保安林が分布しております。特に尾根に分布しておりますので、風車を立てようとする尾根が保安林に該当する可能性がでてきます。まずは、保安林ですので、原則としては、計画地から保安林は外す、保安林内には風力発電機を設置しないというのがあります。ただ、いわゆる事業性や先ほどの防災の観点を考慮していく中で、どうしても一部については保安林を利用させていただきたいというところが出てくる可能性がありますので、その場合には、当然保安林ですので、基本的には改変すべき場所ではありませんので、利用させてもらうにしても必要最小限の改変にとどめて、当然ここは許認可が必要ですので、関係機関、地元の方々とも御相談しながら、許可が得られる範囲、利用させていただける範囲で、利用するにしても、計画の中に含めていくことを、今のところは考えております。

**【木村委員】**

それに関連して、そこが結局、水源かん養保安林ということで、ちょうど七ヶ宿ダムがあって、白石川から流れて行って、下流の方に、下流と言いますか南部山浄水場があって、尾根の底の直前というか、隣接しているところです。工事等に当たっての土砂、何か水源と言いますか、白石川の方に影響が出る可能性を予想していらっしゃると思うんですけども、その辺の配慮は十分にされていると思いますが、ちょっとお考えをお聞かせいただければと思います。

**【参考人】**

工事等につきましては、私どもの会社の方で対応することになりますが、これは風力の場合、一般のバイオマス発電に比べて、周りへの影響というのは工事の状況によって変わりますが、一般のバイオマス発電に比べて、少ないと考えておりますけれども、そこは今まで他の事業等でやって参りましたように、地元と打ち合わせをしながら、そういう影響がないようなかたちで常に進めさせていただいております。今の時点では、それ以上のことは言えないのですが、精一杯努力するようにいたします。

#### 【木村委員】

もちろん、多分、工事業者としてはそういうお考えだと思います。ただ、場所が、地元の方の簡易水道、上水道ということになっているのと、仙台市の方への供給というのものがすごくこの南部山浄水場からの量が多い所なものですから、そこに、本当に、もう目の前と言いますか、隣接してこういう風車が設置されるので、そのあたりは、十分念頭において配慮いただければということです。白石市長の方からも、その旨、水源かん養保安林になっているので、水源地域であるということもあるので、十分に予測をして対応してくださいってということがありますので、そのあたりを考えていただきたいなと思いました。

#### 【参考人】

承知いたしました。

#### 【太田委員】

前回、欠席してしまったんで、方法書に向けてということを含めて、動物なんですけど、文献調査等されておりますけども、両生類の関係で、サンショウウオ類がごっそり抜けてるんですね。文献調査にも出てきてなくて、当然重要種のリストにも入ってきてないのですが、現実にはいってもおかしくないエリアだと思うんです。なので、これはちょっとしょうがないんですけど、方法書等の段階では、それも含めた調査項目を考えて頂きたい。それと関係しているんですけど、例えば199頁の表の中に、トウキョウダルマガエルの生息地が水辺であり、事業実施想定区域は、水域の改変は行わないので影響ないと予測していると書かれているんですけども、両生類は、別に水の所だけに住んでいるわけではなくて、その周辺の例えば、林地であるとか、林の中にも生息しているので、特にサンショウウオ類なんかの方は、カエル類よりも実は、水辺から遠く離れた所まで生息している。水辺の改変がないから影響がないと簡単に決めつけたかたちで、ある意味予断を持って、方法書とか調査範囲や調査項目を設定されると見逃してしまうということになりますので、影響がないという方向への予断を持った形での方法書の作成とか、是非止めていただきたくて、もしかしたら影響あるかもしれないという立場に立って考えていただきたいなというふうに思います。

#### 【参考人】

まず、サンショウウオ類について、弊社でも気にはしていたのですが、あくまでも文献調査の結果では、確認されませんでした。ただ、御指摘のとおり、生息の可能性というのは十分にあると思いますので、森林の沢ですとか、そういった環境についても、

きっちり調査はさせていただいて、適切に影響の予測評価をしていきたいと思っております。あと、トウキョウダルマガエルにつきましては、こちらの整理では、主な生息環境を水田ととらえて、直接改変はないという書き方をさせていただいているのですが、確かに御指摘のとおり、必ずしもというところはありませんし、調査においては、だからといって、トウキョウダルマガエルが確認されるような範囲を除くということもなく、区域から一定の範囲をもって、影響が考えられる範囲として調査は行いますので、その中で、トウキョウダルマガエルが確認されれば、影響の可能性があるということで、適切に予測評価を行っていききたいと思っております。

**【太田委員】**

今のトウキョウダルマガエルの話は了解ですけども、私はトウキョウダルマガエルがここにあるので例として出ただけで、全般的な話として、少し配慮書の調査の中では、網を広くかけると言いますか、あまり絞らないで少し広く見ていただきたいという一般論としてお願いします。

**【参考人】**

はい。こちらの計画段階配慮でのところの、今後、検討する上ではここで影響はなしとするのではなくて、きちんと配慮していきたいと考えております。

**【由井委員】**

この案件の、一つ前の白石越河風力発電事業の審査の時に、宮城県のゾーニングマップってというのが配られたんですけども。これ今年の5月に宮城県から発刊されたんですけども、事務局側にもお聞きしたいんですけど、まず、この図を見ると、ここのエリアが、ほとんど紫というか灰色というか、保護優先地形障害エリアといったんですかね、ごく一部に調整エリアが入っているんですけども、この配慮書はこのゾーニングマップは見て書かれたの、まだ取り込んでいない。

**【参考人】**

配慮書を出す直前に、このゾーニングマップがリリースされて、計画を検討する上では、ゾーニングマップは見ておりませんでした。配慮書を出す直前に出たということで、こういうマップが出たという認識は直前にはしておりました。

**【由井委員】**

このゾーニングマップには、多分、文章が付いていると思うんですけども、導入可能性エリアが緑になっていますが、そこはOKですよ。黄色のところは色々調整しなきゃいけませんけど、それ以外の保護優先地形障害エリアという大部分のエリアについては、ゾーニングの文章にはそこはいけませんよとか、何か文章は書いてあるんでしょうか。

**【事務局（渡邊技師）】**

どういう位置付けかというのはございます。

【由井委員】

で、この保護優先地帯は、全面禁止ではないって書いてあるの。

【事務局（渡邊技師）】

そうですね、ゾーニングマップの位置付けとしましては、保護優先エリア内だと事業が禁止されるようなものではなく、あくまで課題が多いか少ないかという大小を表しているだけでございます。その課題が解決できるのであれば、風力発電を実施すること自体を止めるようなものではございません。風況が良くないですとか、傾斜が急であるとかですね、そういったことで保護優先地形障害エリアなどに分類されてはいますけども、そういった事が解決できるのであれば、行うことそのものを止めるようなものではありませんので。

【由井委員】

私のいる岩手県でもこのゾーニングの推奨エリアっていうのは、1回、もう3年くらい前に出たんですけどもね。実際の事業者が出してくる案というのは、それからほとんどというか結構外れてるんですけども。岩手県はですね、平成32年までの導入目標が47万キロワットで、それに対して現在出ているアセスにのってきているのが200万キロワットあるんですよ。5倍くらい、4, 5倍ね。重なるところもいっぱい出てるんですけども。で、宮城県で、もし、この推奨エリアだけでしたら、かなりエリアが狭いのでね、宮城県確か、当初6万キロワットぐらい予定してたと思うんですけどね、当初の風力発電導入ワット数ですね。緑の所だけ選べば可能かもしれないんですけども、いずれにしても、今回は、見たけども間に合わなかったということですけども、多分、このゾーニングマップ図というのは、グレーや紫になっている所は、課題が多いので大変ですよというニュアンスで使われると思うんです。ということで、結構大変だと思います。今、説明をお聞きしましたが、色々課題があって、大変ですけど、もう一つなにより大変なのは、もう一つ類似の事業者、類似の所に、似たような風力発電計画があって、前回も申し上げたかもしれないけど、1の①で申し上げているように、その調整が、まず先ですよ。だから、調査を進めても、最後にどちらかがうまくいかないって、すごいロスが出るわけです。だから、それをするのであれば、どちらの事業者か分からないけど、別の所でやった方が私は、話が早いと思っているんですけども、そこはこの審査会の関知する立場ではないですが、私どもがその審査するのは二重手間になっているわけです。はっきり言って同じ所に絶対できないと思います。だからいずれにしても、このアセスの作業を進める前に、エリアの住み分けとか、進むか退くか、それは早く決めていただきたいというのが希望です。本当、無駄なことになってしまいますから。もし、両方とも建ったら、累積影響がすごいことになるから、それも問題だしね。そこは、この審査会の範囲外かもしれないけど、なんとかして欲しいです。これ事務局にお願いしたいということを、まず申し上げておきたい。

【山本会長】

特に事業者の方からは、意見は。

【参考人】

前日もそのようなお話をいただきまして、会社の方にも持ち帰りまして、今、会社の方でも検討しているところでございます。お話をさせていただきたいと思っはおりますけれども、ちょっと順番が、時間的な余裕がないものですから、一応私どももそのような方向に進めたいと考えておりますので、今はそういう御回答だけでちょっと御容赦願いたいと思います。

【山本会長】

ほかには。今、由井先生がお聞きになりましたこの3段階のマップの話ですけど、私の知っている限りでは、保護優先地域という紫っぽい所がありますね、そこは法的あるいは地形的に重大な制約があるということ。それから自然環境などの法令で保全を優先する地域というのがここになっています。それで、地形的な制約というのは、だいたい標高1,000メートル以上のところを指しており、あるいは最大傾斜角が25度以上とか、色々なことがあります。あとは、法的な事なんですけれども、自然公園法、ラムサール条約法、あるいは文化財保護法だとか、自然公園法とか、絶対駄目よっていうわけではないけれども、でもちゃんと交渉してくださいよっていう所も一部あるという感じのようです。それから配慮調整エリアというのは、これに社会的な制約、例えば法的な制約が若干あるんだけど、地形的なものはないけれども、社会的制約がある。例えば、電波法に関係するものとか、系統関係、鉄塔ですそれ通ってなくてちょっと無理だろうというような所です。

【由井委員】

その中の保安林については、中身が土砂崩壊防備林とか水源かん養保安林とかあるんですけども、それはどっちに入っているとか記述はないんですか。

【事務局（渡邊技師）】

保安林につきましては、保護優先地形障害エリアの方に含まれております。

【由井委員】

全てね。

【事務局（渡邊技師）】

はい。一番、課題の多いですね。

【由井委員】

水源かん養保安林は、もちろん水源そのもの、あるいは、河川そのものに重大影響があれば駄目なんですけども、水源かん養保安林は人工林も結構指定されていて、50年に1回くらい切っているんですよ、施業してるんですよ。その大伐採に比べたら、風車の半径100メートルくらい、50メートルくらい切るのはエリアとしては大したことないですよ。あとは、取付道路がどういくなかっていう問題があつて、それを考えると水源かん養保安林の中で全面禁止っていうことは、多分ないだろうと私も思っているんですけど

も、このエリアがどっちだったかなとちょっと聞きたかったんです。だいたい分かりました。

**【平野副会長】**

ゾーニングマップですけども、多分、県としては法的拘束力はないが、こういう立地に誘導していきたいという趣旨のものですよね。であると、先ほどの事務局の回答だと、ちゃんと対応してくれれば可能ですって、それはそうなんですけど、そうではなくて県の立場としては、法的拘束力はないが、こういうフリクション(衝突)の少ない所で風力発電事業をやっていただきたいというのは一番大事なんじゃないですか。

**【事務局（渡邊技師）】**

目的としましては、公開している県のホームページにも書いていることなんですけども、事業者の負担軽減と環境保全との両立を図るところが目的でもございますので、平野委員のおっしゃるとおりです。

**【平野副会長】**

そこの趣旨は間違わない、はっきりさせておかないとよくないと思いますね。

**【山本会長】**

あと、マップを作るに際して、関係する市町村のヒアリングも行っているということも書かれておりましたので、若干そういう意味で、おっしゃったように誘導したい、そちらの方にやってほしいというそちらの意味合いの方が強いかもしれません。

ほかには、今回の御意見色々出ておりましたが、特にございませんでしょうか。あと、参考人に対する質問、御意見、なければこのあたりで、よろしいでしょうか。参考人の方、どうもありがとうございました。

<参考人（事業者）退室>

**【山本会長】**

はい、それでは、答申案の形成に移っていきたいと思います。

**【事務局（渡邊技師）】**

資料 2-5 について説明。

**【山本会長】**

それでは、繰り返しになりますが、今、事務局からも説明がありましたが、騒音に関する事、水質に関する事、景観に関する事、動物に関する事、ただ、先ほど太田先生から、前には出なかったサンショウウオ類の話が出ておりましたが、この件についてはいかがいたしましょう。

**【太田委員】**

別に答申には、個別的な細かい話もしておりますけど、方法書の段階でちゃんとして欲しいという要望なので、いいと思います。

**【山本会長】**

はい。私、先ほど越河の時に、放射線の話をしたんですけれども、この鉢森山に対しましても109頁から111頁にかけて、放射性物質の状況というのが出ておまして、この地域は指定されているものなんですね、汚染状況重点調査地域ということです。ただ、そういう地域だっていうだけであって、じゃあその地域だからどういう配慮するかっていうことは記載されていないというのがちょっと引っかかって、これは先ほども気づいたんですけれども、同じようにちょっと触れておいた方がいいのかなと思ったりしております。そこは追加させていただきたい点と思います。ほかはよろしいでしょうか。

**【由井委員】**

全般的事項の1の(4)ですね、先ほどと同じですけれども、地元自治体を関連自治体にしてほしいということで、先ほどの事業者の説明ですと、国見町長から特に意見ないって言われたと言ってるんですけれども、私が福島県の方から聞いているのは、全然コンタクトがないと言われているんです。だから、ここは関連自治体として入れておいて欲しいです。

**【山本会長】**

これは、両案件ともちゃんとコンタクトしているっていう事業者の方がお答えなっているにも関わらず。

**【由井委員】**

最初の頃行った自治体もあるそうですけれども、最近は全然音沙汰なくて、怒っているって自治体もあると書いてある。

**【山本会長】**

そういうことですか。

**【事務局（金野環境生活部次長（技術担当））】**

年度替わりのことを言っていましたね。

**【山本会長】**

そうでしたね。でも、年度替わってからでも、コンタクトしているって。担当者が代わられたけどもというお話があったので、年度替わってもコンタクトなさっているかなって思ったんですが。その点、とにかく。

**【由井委員】**

入れてください。

【山本会長】

入れて、事務局の方から一応伝えてもらおうと。

【平野副会長】

事務局の方から、やはり福島県で方法書から景観だけでも、アセス対象となさってはどうかという参考意見が出たとお伝えいただけませんか。これやった方がいいですよ。

【由井委員】

絞ってね、絞ってもいいんでね。

【平野副会長】

公式的なものがないと、事業者サイドも行く理由があまりないので、どうしても行かなくなっちゃうもんですから、やっぱりアセス審議会がありますっていったら行かざるを得なくなりますので、そういうことをした方がよろしいのではないのでしょうかという意見が出ましたとお伝えいただいた方がいいような気がします。

【事務局（金野環境生活部次長（技術担当））】

知事意見とかそういうのとは別に。

【平野副会長】

全く別に、宮城県庁の事務方としてこういう状況のようですよと。

【山本会長】

調整の作業という感じで動いていただければという、そういうことですね。

【平野副会長】

そっちの方が、多分、事業者も動きやすいと思います。そうでないと、任意で行くというのも、なかなか。

【山本会長】

それでは、答申案の決定に関しても、文言も含めまして、これから会長に一任させていただいて、まとめるというふうにさせていただいてよろしいでしょうか。で、景観に関しましては、平野先生から案をいただくということで、ほかに素案を作りたいという方いらっしゃいますか。なければ、私どもの方でまとめて先生方に御意見を確認して進めていきたいと思っております。

それでは、その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（渡邊技師）】

事務局からその他としまして、前回審査会において、御質問のありましたことについて回答させていただきます。

1点目。景観に関連しての御発言でしたが、環境影響評価技術審査会として県に対す

る提言を行うことなどができるかどうかという御質問がありました。

この点につきましては、環境影響評価条例では、環境影響評価技術審査会の位置付けは、「環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議」するための機関であり、あくまでも個別の案件について意見をいただくことに留まるというものでございますので、結論としては、審査会としての提言を出すことは制度上難しいと考えております。

2点目。本事業も含めて、比較的狭いエリアで複数の風力発電や太陽光発電事業が計画されていることから、騒音や景観等の累積的な影響が懸念されるということで、事業を計画している事業者に対して、特定のエリアに集中しないように事業者間の調整や仲介などを県で行わないのかどうかという御質問がありました。

こちらにつきましては、環境省や他県の担当者に実際どのような指導等を行うのかも確認いたしました。いずれも事業者間の調整などは行わないという回答でございました。まずもって、アセス手続き上の最初の図書が公告されるまでは、事業者には他社の事業計画の存在を教えることはできないため、どうしてもアセス手続き前の事前調整は難しい状況です。当県といたしましては、今後も、審査会からの答申や市町村意見を勘案した上で、知事意見において、累積的な影響の適切な予測評価や事業者間の連絡調整を求めていくというかたちになるかと思っております。

以上2点の御質問に対して回答させていただきました。

#### 【平野副会長】

そうすると、これに法的根拠を与えれば良いんですよ、単純に。要は景観計画にこれを書いてあればそれで終わりです。ですので、是非そうなるように。これはコメントです。

#### 【由井委員】

参考に情報提供として、国有林が対象事業地に入っている場合は、準備書が早く到達した方が勝ちだと。これは森林管理局で決まっていることだそうです。それはそれで、自動的に決まるわけです。今回のこれは、国有林はほとんど入っていないから該当しません。

#### 【山本会長】

ほかに先生方よろしいですか。では、ほかに事務局からなにかございますか。

#### 【事務局（川端技術補佐）】

本日御審議頂きました審議事項（1）（仮称）白石越河風力発電事業 計画段階環境配慮書及び審議事項（2）（仮称）白石鉢森山風力発電事業 計画段階環境配慮書については、冒頭に担当から説明しましたとおり、技術審査会の答申を参考とさせていただき9月28日まで事業者あて知事意見を提出する運びとなります。

事務局からは以上です。

#### 【山本会長】

ただ今の事務局からの連絡について、なにか御質問等ございますでしょうか。なければ、本日の議事の一切を終了し、議長の役目を終えさせていただきます。

**【司会（大内副参事兼課長補佐（総括担当））】**

山本会長，委員の皆様お忙しいなか御審議いただきましてありがとうございました。本日は大変お疲れ様でございました。以上を持ちまして，環境影響評価技術審査会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。